

岡山県公報

発行
岡山県



目次

【告示】

○ 児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなければならぬ費用の基準の一部改正

(県例規集登載)

○ 特定施設の設置許可申請

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 辞退

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 更新

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

○ 更新

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

○ 更新

○ 指定居宅サービス事業者の指定

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

○ 〃

○ 道路の区域変更

【公告】

担当課(室)

子ども未来課

環境管理課

健康推進課

〃

〃

障害福祉課

〃

長寿社会課

〃

〃

道路整備課

目次

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

○ 建設業の営業の停止命令

○ 一般競争入札の実施

【公安委員会】

○ 警備業法に基づく講習

担当課(室)

経営支援課

監理課

用度課

生活安全企画課

◎岡山県告示第五百一号

児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなればならない費用の基準（昭和六十一年岡山県告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二の二中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

別表の備考3及び5中「~~指定医療機関~~」を「~~指定発達支援医療機関~~」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

◎岡山県告示第五百二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 株式会社岡山村田製作所

住 所 岡山県瀬戸内市邑久町福元77

氏 名 代表取締役社長 中島 規巨

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社岡山村田製作所

所在地 岡山県瀬戸内市邑久町福元77

平成26年10月3日 岡山県公報 第11624号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新	設	廃	止	廃	止
種	類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設（R29～63）		65 酸又はアルカリによる表面処理施設（F1～2）		65 酸又はアルカリによる表面処理施設（K1～2）	
能	力	0.6m ³ /日（1台当たり）		13.1m ³ /日（1台当たり）		12.3m ³ /日（1台当たり）	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後着手		許可後着手		許可後着手	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1週間		着手後1週間		着手後1週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後1週間		—		—	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		連続24時間		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.1	0.2	9.2	13.1	8.6	12.3
	p H	10～12	10～12	2.5～4	2.5～4	1.5～3.5	1.5～3.5
	B O D (mg/ℓ)	20,000	30,000	0.7	1.1	0.6以下	0.6以下
	C O D (mg/ℓ)	10,000	15,000	4以下	6	3.7	5.8
	S S (mg/ℓ)	50	100	2以下	2	2以下	2以下
	油 分 (mg/ℓ)	5	10	0.5以下	0.5	0.5以下	0.5以下
	T-N (mg/ℓ)	1,500	2,000	2.0以下	2.0	0.5	0.7
	T-P (mg/ℓ)	0.5	1	0.02以下	0.02	0.02以下	0.02以下
	C u (mg/ℓ)	—	—	11	17	27	41
	F e (mg/ℓ)	—	—	40	60	120	180
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	—	—	10以下	10	—	—

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年10月3日 岡山県公報 第11624号

区	分	廃止		廃止		廃止	
種	類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (L)		65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (N5)		65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (X)	
能	力	4.5m ³ /日 (1台当たり)		13.1m ³ /日 (1台当たり)		28.8m ³ /日 (1台当たり)	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後着手		許可後着手		許可後着手	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1週間		着手後1週間		着手後1週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		-		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		連続24時間		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	3.2	4.5	9.2	13.1	20.2	28.8
	p H	2~6	2~6	9~11	9~11	8~9.5	8~9.5
	B O D (mg/ℓ)	0.6	6	50	63	3	5
	C O D (mg/ℓ)	0.6以下	6	100	125	10	20
	S S (mg/ℓ)	2以下	5	65	81.3	5未満	5
	油 分 (mg/ℓ)	0.5以下	5	9.0	11.3	1未満	1
	T-N (mg/ℓ)	0.2以下	2	1.0	1.3	3	5
	T-P (mg/ℓ)	0.02以下	0.2	0.4	0.5	0.1未満	0.1
	C u (mg/ℓ)	0.5以下	5	0.05	0.06	-	-
	F e (mg/ℓ)	-	-	0.2以下	0.2	-	-
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	10以下	10	-	-	-	-

平成26年10月3日 岡山県公報 第11624号

区 分	廃 止	廃 止	廃 止	廃 止	廃 止	廃 止	廃 止
種 類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (U)	65 酸又はアルカリによる表 面処理施設 (V)	65 酸又はアルカリによる表 面処理施設 (W1～2)				
能 力	0.2m ³ /日(1台当たり)	0.2m ³ /日(1台当たり)	1.2m ³ /日(1台当たり)				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後着手	許可後着手	許可後着手				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	着手後1週間	着手後1週間				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	—	—	—				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 並びにその使用に季節的変動がある場合 はその概要	連続24時間	連続24時間	連続24時間				
使用時において 当該特定施設か ら排出される汚 水等の汚染状態 の通常値及び 最大の値並びに 当該汚水等の通 常の量及び最大 の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.1	0.2	0.1	0.2	0.6	1.2
	p H	3～4	3～4	4.5～5.5	4.5～5.5	5～7	5～7
	B O D (mg/ℓ)	10未満	10	10	15	10	20
	C O D (mg/ℓ)	5未満	5	15	20	15	22
	S S (mg/ℓ)	10未満	10	1	5	5未満	5
	油 分 (mg/ℓ)	1未満	1	1未満	1	1未満	1
	T-N (mg/ℓ)	1未満	1	5	7	3	5
	T-P (mg/ℓ)	0.1未満	0.1	0.02	0.05	1	3
	ふっ素 (mg/ℓ)	10	30	1	2	-	-
	ほう素 (mg/ℓ)	5	10	0.1	0.3	-	-

平成26年10月3日 岡山県公報 第11624号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		No.3工程排水処理施設				同左			
種 類		工程排水処理							
構 造		鉄筋コンクリート							
主 要 寸 法		18.8m×33.0m×5.0m							
能 力		759m ³ /日							
処 理 の 方 法		凝集沈殿, pH調整							
工 事 着 手 年 月 日		-				許可後着手			
工 事 完 成 年 月 日		-				着手後1週間			
使 用 開 始 年 月 日		-				完成後1週間			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時における当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大値	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	578.1	656	578.1	656	608.2	655.7	608.2	655.7
	p H	6~9	6~9	6~8.1	6~8.1	同左			
	B O D (mg/ℓ)	20	20	9	14				
	C O D (mg/ℓ)	32	32	9	14				
	S S (mg/ℓ)	250	250	16	16				
	油 分 (mg/ℓ)	5	5	5	5				
	T-N (mg/ℓ)	14	14	12	14				
	T-P (mg/ℓ)	5	5	1.4	2				
	P b (mg/ℓ)	0.2	0.2	0.1以下	0.1				
	ふっ素 (mg/ℓ)	4	8	4以下	8以下				
	ほう素 (mg/ℓ)	0.4	4	0.4	4				
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	14	14	12	14				

平成26年10月3日 岡山県公報 第11624号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		蒸発濃縮装置A				同左			
種 類		蒸発濃縮装置							
構 造		S U S 製							
主 要 寸 法		3.7m×3.0m×3.56m							
能 力		10m ³ /バッチ							
処 理 の 方 法		蒸発濃縮							
工 事 着 手 年 月 日		-				許可後着手			
工 事 完 成 年 月 日		-				着手後1週間			
使 用 開 始 年 月 日		-				完成後1週間			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時における当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	5.3	6.6	7.3	20.6	4.0	4.0	6.0	18.0
	p H	3~5	3~5	8~10	8~10	同左			
	B O D (mg/ℓ)	930	1,050	36	36				
	C O D (mg/ℓ)	1,300	1,450	9	9				
	S S (mg/ℓ)	33	40	0.5以下	0.5				
	油 分 (mg/ℓ)	0.5以下	0.5	0.5以下	0.5				
	T-N (mg/ℓ)	520	580	46	46				
	T-P (mg/ℓ)	0.02以下	0.02	0.02以下	0.02				
ほう素 (mg/ℓ)	8以下	8以下	8	8					
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	520	580	46	46					

平成26年10月3日 岡山県公報 第11624号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		蒸発濃縮装置C				同左			
種 類		蒸発濃縮装置							
構 造		S U S 製							
主 要 寸 法		3.15m×4.7m×3.4m							
能 力		10m ³ /バッチ							
処 理 の 方 法		蒸発濃縮							
工 事 着 手 年 月 日		-				許可後着手			
工 事 完 成 年 月 日		-				着手後1週間			
使 用 開 始 年 月 日		-				完成後1週間			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時における当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大値	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	5.3	6.6	7.3	20.6	4.0	4.0	6.0	18.0
	p H	3~5	3~5	8~10	8~10	同左			
	B O D (mg/ℓ)	930	1,050	36	36				
	C O D (mg/ℓ)	1,300	1,450	9	9				
	S S (mg/ℓ)	33	40	0.5以下	0.5				
	油 分 (mg/ℓ)	0.5以下	0.5	0.5以下	0.5				
	T-N (mg/ℓ)	520	580	46	46				
	T-P (mg/ℓ)	0.02以下	0.02	0.02以下	0.02				
ほう素 (mg/ℓ)	8以下	8以下	8	8					
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	520	580	46	46					

平成26年10月3日 岡山県公報 第11624号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	A			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	2,617.3	3,078.9	2,647.4	3,078.6
p H	6~8.5	6~8.5	同左	
BOD (mg/ℓ)	7	9		
COD (mg/ℓ)	7	9		
S S (mg/ℓ)	12	20		
油分 (mg/ℓ)	1	7		
T-N (mg/ℓ)	7	14		
T-P (mg/ℓ)	0.9	1.5		
P b (mg/ℓ)	0.1以下	0.1以下		
C r ⁶⁺ (mg/ℓ)	0.005以下	0.005以下		
全C r (mg/ℓ)	0.01以下	0.01以下		
C u (mg/ℓ)	0.3以下	0.3以下		
F e (mg/ℓ)	1以下	1以下		
ふっ素 (mg/ℓ)	2以下	5		
ほう素 (mg/ℓ)	0.2	2		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	3.0	10.0		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成26年10月3日から同月24日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

◎岡山県告示第五百三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

アイ薬局総社店

総社市中央二―二―二―二

平成二十六年十月一日

さいわい薬局

真庭市福田二七九―一

平成二十六年十月一日

◎岡山県告示第五百四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所在地

辞退年月日

さいわい薬局

真庭市福田二七九一

平成二十六年九月三十日

◎岡山県告示第五百五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

神楽かわかみ薬局

高梁市成羽町下原二四九一

平成二十六年十月一日

◎岡山県告示第五百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指定年月日
あんず薬局	総社市小寺九九八―四	調剤	平成二十六年十月一日
ザグザグ薬局高野店	津山市高野本郷一四一六一―	調剤	平成二十六年十月一日
フアーマシイさくら薬局	津山市津山口三二九―六	調剤	平成二十六年十月一日

◎岡山県告示第五百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

更新年月日

医療法人社団清和会笠岡第一病院

笠岡市横島一九四五

形成外科

平成二十六年十月一日

平成26年10月3日 岡山県公報 第11624号

◎岡山県告示第五百八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

通所介護事業所 アレーズ宇野

2 所在地

岡山県玉野市築港一丁目一―三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社エルジオ

2 所在地

岡山県玉野市日比五丁目九番七号

三 指定年月日

平成二十六年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇一四一〇

五 サービスの種類

通所介護

平成26年10月3日 岡山県公報 第11624号

◎岡山県告示第五百九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター 蛍流荘

2 所在地

岡山県美作市湯郷九〇三番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人光風福祉会

2 所在地

岡山県美作市湯郷九〇三番地

三 指定年月日

平成二十六年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇八二六

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

平成26年10月3日 岡山県公報 第11624号

◎岡山県告示第五百十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文、第四十八条第一項第一号及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

特別養護老人ホーム蛍流荘

2 所在地

岡山県美作市湯郷九〇三番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人光風福祉会

2 所在地

岡山県美作市湯郷九〇三番地

三 指定年月日

平成二十六年十月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇八三四

五 サービスの種類

短期入所生活介護

介護老人福祉施設

介護予防短期入所生活介護

平成26年10月3日 岡山県公報 第11624号

◎岡山県告示第五百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 井原福山港線
- 三 道路の区域

区 域	別	新旧	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笠岡市有田字下佃一七五番一地先から 笠岡市有田字下佃一七四番一地先まで	新		一三・二 一三・四	二五・九
笠岡市有田字下佃一七五番一地先から 笠岡市有田字下佃一七四番一地先まで	旧		一三・三 一七・五	二五・九

平成26年10月3日 岡山県公報 第11624号

〔四四三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ鴨方店

所在地 浅口市鴨方町六条院中一三三一番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 ダイワロイヤル株式会社

住所 東京都千代田区飯田橋二丁目一八番二号

代表者の氏名 代表取締役 原田 健

3 変更事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ケーズデンキ浅口店

（変更後）ケーズデンキ鴨方店

4 変更年月日

平成二十六年九月二十六日

二 届出年月日

平成二十六年九月二十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年十月三日から平成二十七年二月三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成26年10月3日 岡山県公報 第11624号

〔四四四〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

平成二十六年十月一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

商号 株式会社筒井建設

所在地 井原市大江町二七三八―七五

代表者の氏名 筒井 聡史

許可番号 岡山県知事許可（般・特―二一）第一八一四八号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止の命令

1 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に係る営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

（注一）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注二）「民間工事」とは、右記（注一）以外の建設工事をいう。

（注三）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

2 期間

平成二十六年十月一日から同月三日までの三日間

四 処分の原因となった事実

平成二十六年一月六日、井原市発注の「交通安全施設整備工事（二種）市道猪尻見詰第一号線」に係る株式会社筒井建設の資材置き場において、同社に代わり現場の指揮監督を行う責任者であった同社の労働者（以下「同社の現場責任者」という。）は、トラックに荷を積み込む作業を行うに当たり、誘導員を配置する等の危険を防止する措置をとらず、労働者に危険を生ずるおそれのある場所に労働者を立ち入らせたため、労働者がドラグ・ショベルに接触して負傷し、その後死亡した。

同社は、右記の違反行為の防止に必要な注意を尽くさなかった。

このことにより、笠岡簡易裁判所から同社が労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）違反で罰金三十万円、同社の現場責任者が同法違反及び業務上過失致死の罪で罰金五十万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。

〔四四五〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

漁業取締船「きび」の機関及び船体修繕 1式

(2) 修繕物品の特質等

入札説明書及び岡山県漁業取締船「きび」の機関及び船体修繕仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 納入期限

平成27年3月31日（火）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、修繕物品の修繕価格のほか、輸送費及び仕様書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成26年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成26年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるもの

岡山県公報 第11624号 平成26年10月3日

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者

(3) 1(1)の修繕を確実に実施することができ、当該修繕物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができると認められる者

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538

(2) 申請書の提出期限

平成26年11月7日（金）正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7537

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成26年10月3日（金）から同年11月7日（金）まで（県の休日（岡山県の休

日）を除く。）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下、**イ**）を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて直接交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ200グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとするが、持参が望ましい。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 受領日時

平成26年11月14日（金）13時30分

ただし、郵送等による場合にあつては、同月13日（木）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札機器の構成内訳書、納入確約書等入札説明書で指定する添付書類を平成26年11月7日（金）17時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第133条の規定により免除する。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Engine and Hull Repairs for the Fisheries Patrol Vessel“Kibi” 1Unit

(2) Delivery date :

By 31 March (Tuesday) , 2015

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1:30 P.M. 14 November (Friday) , 2014

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office

Supplies Division, 2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi,

Okayama-ken, 700-8570, Japan

TEL 086-226-7537

◎岡山県公安委員会告示第四百十九号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十六年十月三日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
運搬警備業務及び身辺警備業務	平成二十六年十二月八日（月曜日）から同月十五日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の六日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区内山下二丁目一番一八号 岡山共済会館

二 講習対象者

1 運搬警備業務

- 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(5) 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

2 身辺警備業務

最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

三 受講手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による受講申込書 一通

(2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）

(3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通

ア 二1(1)又は二2に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 二1(2)に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

ウ 二1(3)に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 二1(4)に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

オ 二1(5)に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十六年十月二十七日（月曜日）から同月三十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

1 運搬警備業務

三万八千円

2 身辺警備業務

三万四千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

合わせて二十人（同時に講習を受けることはできない。）とする。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。